

平成21年度第1回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 平成21年6月5日(金) 午後2時00分～午後4時00分
- 2 開催場所 春日井市役所 304・305 会議室
- 3 出席者

【会 長】 渥美浩子 (圏域アドバイザー)

【職務代理者】 瀧 誠 (愛知淑徳大学)

【委 員】 森長研治 (愛知県心身障害者コロニー運用部療育支援課)

市川 潔 (春日井市居宅介護支援事業者連絡会)

野崎和子 (春日井保健所)

前田政治 (春日台養護学校)

貝沼栄一 (春日井市身体障害者福祉協会)

松山ミヨ子 (春日井市手をつなぐ育成会)

藤原博恵 (春日井市地域精神障害者家族会むつみ会)

野田 聡 (春日井市社会福祉協議会)

【オブザーバー】 井上 豊 (春日苑障がい者生活支援センター)

住岡亜美 ()

林 幸児 (障がい者生活支援センターかすがい)

綱川克宜 ()

宮原香苗 (障がい者生活支援センターJHNまある)

梅村和乃 ()

河野弓子 (障がい者生活支援センターあっとわん)

下村真由美 ()

【事務局】 健康福祉部 部 長 早川 利久

障がい福祉課 課 長 右高 正明

課長補佐 加藤 重夫

主 事 梶原 綾

主 事 松本 えみ

【傍聴】 7名

4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告
- (2) 地域の課題の解決に向けての取り組みについて
 - ア 部会の報告
 - イ その他の地域課題の取り組み
- (3) 今年度取り組むべき課題について

5 会議資料

- 資料1 春日井市地域自立支援協議会委員名簿
- 資料2 春日井市地域自立支援協議会要領
- 資料3 障がい者生活支援センター活動報告
- 資料4 相談支援件数集計
- 資料5 部会活動報告（居宅支援部会）
- 資料6 " （発達障がい部会）
- 資料7 今年度取り組むべき課題について
- 資料8 障がい者生活支援センターの変更について
- 資料9 チーム・メッセンジャーパンフレット
- 資料10 障がい理解のための啓発事業について

6 議事内容

議事に先立って、藤原会長の辞任の承認。

委員の互選により、渥美委員を会長に選出。

会長が瀧委員を職務代理者に指名。

会長挨拶

【渥美会長】議題（1）障がい者生活支援センターの活動報告について、各事業所からそれぞれ説明をお願いしたい。

（資料3・4に基づき説明）

【春日苑：井上】

- ・連絡・調整が中心
- ・介護保険との兼ね合いで、私たちは介護保険を、ケアマネジャーは障がいについて理解を深めることが課題。
- ・退院後すぐに生活できるよう支援をしている。

【かすがい：林】

- ・来所による相談が多い。
- ・家庭訪問により生活状況の確認を重点的に行っていききたい。
- ・就労に関する相談が多い。
- ・新規の相談者が月平均10名程である。

【まある：梅村】

- ・電話による相談が多い。
- ・関係性がないうちに家庭訪問をすると不安になる方もみえるので、ヘルパーなど既に関わってみえる人に手紙や資料を預けるなどしてワンクッションおいて、来所面接や訪問に繋げる工夫をしている。
- ・昨年度、地域包括支援センターと話す場を設けて良かったので、今後もメッセージャー等で精神障がいについて情報提供していきたい。

【あっとわん：河野】

- ・新規、来所による相談が多い。
- ・ニーズ別の延べ件数のその他は、保育園・幼稚園での生活場面の相談が多く含まれている。

- ・子育ての不安に関連した相談や話を聞いてほしいという人も多いと感じる。
- ・障がい者生活支援センターの認知度が上がってきた気がする。
- ・積極的に学校等に出向いていきたい。

《意見・質問》

【野崎委員】かすがいの相談に関する報告で、待機登録のみで終わり、保護者が抱え込むか、精神科病床への入院を余儀なくされてしまっている現状は何件くらいあるのか。

【かすがい：林】精神科病床への入院を余儀なくされてしまっているのが3~4件くらい。待機登録が児童の施設に入っていたり、養護学校に入っており卒業後に待機で残ったり、在宅でショートステイを利用するが、最終的には入所を希望する方が20人近くいる。

【瀧委員】相談件数の分け方で、新規と継続とあるが実数はどこをみたらよいか。また、出口の見えない精神科病床とあるが何でこういうところへ行かないといけないというのが単に地域の問題なのか、関わっている関係機関の問題なのか。

【事務局】年度別で新規、継続の集計をとっているので、新規の合計件数が実人数になる。前年度相談を受けた人でも4月は新規となる。

【かすがい：林】表現が悪かったかもしれないが、一つは受け入れる施設がすでに満床ということ。あと、サービスを使ってこなかった状況で、両親のどちらかが倒れてしまったときに、区分判定を受け、施設を探すのはなかなかスムーズにいかない。そのあたりの手続き等で時間がかかってしまう。

【瀧委員】出口のみえない精神科病床というのはどういうことか。

【かすがい：林】待機登録は時間がかかるので、いろいろな方策を出し、一緒に動こうとはするが、今日と次の日で意見が違い、家に引き取るだとか、もう入院でお願いとかというように考えがうまくすり合わせができていないという状況から話が進んでいかない。

【渥美会長】状況は分かるが、やはり出口のみえない精神科病床という誤解を招くような表現は検討いただきたい。

【藤原委員】資料4のまあるのニーズ別の延べ件数のところで、その他が505件で他の事業所からみると多い。前回、直接まあるが関わっていない支援者の対応をしていると言われたが、どういう意味なのか。もし他の関係機関の支援者の対応をしているのであれば、それは別に項目を設けた方がいいのではないかと。

【まある：梅村】コンサルテーションが多くを占めている。別に項目が作られればそこにあげていく。

【渥美会長】他機関への支援がその他の内容であるなら、そうした項目を作るなどもう少し分かりやすくしていくということについては事務局で検討していただくことでお願いしたい。

【貝沼委員】身体障がい者の相談員だが、この4事業所があるということを知らなかった。地域の住民には伝わっていないと思うので、なるべく市の真ん中に事業所を持ってもらう方がいい。就労問題とか何かを相談するところだと分かれば、相談も多くあると思う。

一昨日、難病の患者から就労問題等の相談があったが、私自身もあまりわかっていなかったので迷った。愛知県へ照会をしたが、ルートを作っていないと相談がきても応じられない。今日この4事業所があるということがわかったので、今後はこちらの事業所にも相談をしたい。

【藤原委員】平成21年度4月分の相談支援件数の集計の「支援の内容別延べ回数」の電話による相談と来所による相談の件数を精神の場合は本人と家族の問題というのが少し違うので、件数を来年度は別々に表示できないか他の委員さんから意見が出ていた。一緒に表記してあるが、次から別にできないか。

【事務局】事業所連絡会や運営会議で検討させていただきたい。

【渥美会長】次に相談事業所連絡会の報告をお願いしたい。

【かすがい：綱川】2月は啓発の講演会を行い、チーム・メッセンジャーの準備、事業者間研修として、3月は日常生活自立支援事業、4月は精神障がい者の勉強をした。

【渥美会長】議題（2）地域の課題解決に向けての取り組みについて、居宅支援部会の報告をお願いしたい。

【野田委員】（資料5に基づき説明）

《意見・質問》

【松山委員】ガイドラインとは具体的にどういうものを考えているか。

【野田委員】高齢者の訪問介護でいけば、介護保険の範疇ではないというようなことをQ&A形式で出している。利用者も事業者もきちんとできていない部分があるので、サービスの理解を深めるためにガイドラインを提示する。提示することによって事業所、利用者が悩んでいる部分が解決できるのではないか。そうすればヘルパーが足りないという部分も整理ができていくのではないかとということで、見て分かってもらうという共通的な理解ができるようにする。事業者側だけでも片手落ち、利用者側だけでも片手落ちになるので、両方が見られるものを作成する。ガイドラインというと、内容を具体的に両者に分かって

もらうものという認識でいる。

【貝沼委員】ガイドラインを作成するという事で、ホームヘルパーの不足は解消されるのか。

【野田委員】ガイドラインを作って提示すればヘルパーが増えるものではないと思っている。ガイドラインで利用者、事業所がその内容を知って、ここは今まで外れていたとか、もう少し利用できるとか見直しができるものになる。共通理解を示した上で、サービス内容をもう一度事業所、利用者がきちんと見る元になるものを目指すように部会で話し合った。

【松山委員】個々によってサービスは違うので、報告にもあるように書き出したら膨大になる。私たちが障がい福祉課に行って、サービスを受けたいというところを、より細かく書かれるのか。こういうことをすることによって、必要でないサービスを受けている人に何かそういうふうに感じられるのが非常に嫌だと思う。個々によってサービスは違うので、文章にしているのかなと障がい者の親として思う。これは駄目だといったら利用できないというのは嫌な気がする。それぞれ、生活とか背景があるので、それも細かくガイドラインに入れるならいいと思う。受けていたサービスがなくなるということは、生活面で困るので加味していただきたい。

【瀧委員】ホームヘルプサービスの利用者数がどこの市町村も伸びていない。もっと利用できる人がたくさんいるはずなので、利用できる人たちにホームヘルプサービス利用のための手段として、こんなサービスがスタンダードに受けられるという春日井なりの提示が必要。要するに最低基準、こういうサービスが受けられますよというのが必要。名古屋の場合、基準以上のサービスが必要な方たちに我々の考えるのは、単に基準で切るのはない。松山委員がおっしゃったように、個別に必要な情報がどうあるかをみるのが大事。それは最初の支給決定のところではなく、支援しているヘルパーや周囲の方たちがその人の環境を察知して、必要度を示していく。そういう意味では、基準と生活情報をキャッチしていく職員の存在が必要。危惧しているのは障がい者自立支援法では認められているが、介護保険では認められていないものが沢山ある。そこらで事業所も困ってしまうので、お互いに了解し合うための作業はしておく必要があり、それがこのガイドライン作り。それを出し合わないと、障がいのホームヘルプサービスは断るというのが、名古屋は多い。春日井なりのスタンダードというのを作っていく必要はあると思う。

【渥美会長】ありがとうございました。サービスをこれから発展させていくためにもガイ

ドラインというのは必要なことで引き続き検討していくことでよいか。

【まある：宮原】ヘルパーが足りないと、本当に使いたいと思っている方のところになかなか行けないとか、同性介護のヘルパーが足りないとかで、単価が安いからヘルパーが足りない、事業所が成り立たないというのではなく、なにか解決できないだろうかということで、居宅支援部会というのは始まった。このガイドライン作りが昨年度末の提案から出されているが、以前行政が安価でやっていたヘルパーの養成研修に補助を出したらヘルパーは増えるのだろうか。今まで受けられていたものが駄目になるのではないかとこの点に関して、ヘルパーがやらなくてもとか、やるべき業務ではないとかというような線引きがあったら、サービスが必要ならボランティアや地域にそういったものを作っていけないだろうかといった視点を持って始まった部会だと思っている。

【市川委員】ヘルパーが足りないというところをどうやって回そうかということから、どうしても捉え方が今までやっていたものを削って他に回すと捉えられてしまうので、部会も苦しいが、今までやっていたサービスを削りたいのではなく、障がい者自立支援法という法律の中で動くので、法で言われている部分に関してはヘルパーが頑張る。それを越えたことはヘルパーではなくて別の社会資源を使うことによって、ヘルパーが今の数でも、最低限必要な方に回せるのではないか。削るというつもりでは考えていないので、そこを理解していただきガイドラインの考え方が他にもあると思うが、もう少し先まで見ていただきたい。

【渥美会長】賛同を得たということで、部会でガイドラインを作成していただきたいと思う。次に発達障がい部会の報告をお願いしたい。

【前田委員】(資料6に基づき説明)

【渥美会長】今後の取り組みについてはどうか。

【前田委員】方向性に関して私の個人的な考えも含むが、この地域自立支援協議会の中に個別支援会議が設立されており、今後の取り組みの候補の情報交換の場として、この個別支援会議を利用してはどうかと思う。うまく活用できるということであれば、部会としてはもう一つの今後の取組み候補である今回作成した次の時期以降の資源表を作成してはどうか。皆さんの意見がいただきたい。

《意見・質問》

【森長委員】相談支援というのはありとあらゆる直接関係しないような相談が含まれ、どんな相談でも持ち込まれる。そんな中で相談支援事業者の方々は、こんなものがあつたら

いい、こんな社会資源があったらいいとなる。得意とする分野で、乳幼児から就学前までの社会資源をあげてみるといった作業を進めて話し合っていくなかで、支援者の優先も含めて、いろんなことが今後出てくると思う。時間の関係もあるので、どこまでできるか分かりませんが相談が出来るだけやりやすいようにしたい。相談支援事業所は、ありとあらゆる相談の最前線に立って、社会資源が必ずしも充実していない、数が足りない中でやっていく。法ができたからといって、すぐに充実するわけにはいかないの、必ずしも個々のニーズに沿った形でのサービスが充実していない中で、苦情の窓口を含めて、ありとあらゆる相談が持ち込まれて、それに対応していくのだと思う。そのことを考えると、相談ができるだけやりやすい、言い換えればニーズに答えられるだけのいろんな資料が必要になる。資源が開拓されていくための一助となると思う。

【まある：宮原】 大人の発達障がいと思われる方の支援、適切な支援を受けられずに社会でいろんな困難に遭いながら、二次障がいとして精神科にかかる方も大変多い。発達障がい部会で、きちんとした支援体制を作るため出生から学齢期前までやってきていただいた。支援自体は何歳になっても基本は変わらないけれども、大人になれば今まで重ねてきたものがあるので、大人になって関わる機関がもっと勉強しなければいけない。情報交換を行う場とか、スキルアップができるという場があるとありがたい。成人用の相談機関はどこにあるのか考えると、精神の保健センター、保健所、病院、障がい者生活支援センターくらいしか浮かんでこないの、おそらく資源表を作ってもここまで埋まらないのではないか。

【あつとわん：河野】資源表のことから離れてしまうが、前田委員がおっしゃったように、個別支援会議が基本。子どもの困り感を捉え、より良く家庭以外のところで過ごすために、私たちはどこにでも出かけていくと相談者の方に伝えている。ただ、保護者を通じてだと約束を取り付けてこられない現状がある。個別調整会議につながるまでのステップがもう少し細かく必要ではないか。一番困っているのは子どもであり、関係者にどうしたら伝わるのか。その一縷の望みをかけて発達障がい部会で関係者の方たちと話をしたいが、なかなかそのステップが踏めないというのが昨年1年間の感想。最終的にはこの個別支援会議が、いろんなところで行われ、支援の実際の例というものが増えていくと思うが、その前段階として関係機関の情報交換から始めていく必要があると感じている。

【森長委員】障がい児の療育支援事業に携わっているが、春日井市内においても障がい福祉課にコーディネーターをしていただき支援者養成という立場で市内の保育園等々で行っ

ている。いろんな関係の方々を呼んでいただくので、結果的に勉強会という流れになる。

【渥美会長】発達障がいのことについていろんな意見をいただいて、大きな方向は同じだと思うが、具体的なところで資源表、情報交換、大人の発達障がいの問題が出ているが、何か意見はあるか。

【野崎委員】先ほどまあるの宮原さんが発言されたように、大人の発達障がいの資源表とどうかかなり少ない。乳幼児期で出てくるような資源ではひっかかってこないで、就労してから相談に訪れるので、成人でどんな資源表が作成されるのか期待する。

【渥美会長】いろんな意見が出たが、連携とか情報交換も重要だと思う。このままの状態でも部会にもう少し検討していただくということで、持ち帰っていただくことでよろしいか。

【前田委員】部会で、相談事業所同士の情報交換の場、あるいは相談事業に関わる機関が集まっての情報交換の場の案について検討してもよいか。その検討したものを本会に持ち上げるということよろしいか。

【渥美会長】連携とか情報交換というような意見があるが、どういう形でやるのかがまだ具体的でない。少し部会に持ち帰って検討していただきたい。

次に、その他の地域課題の取組みのうち、障がいの理解・普及啓発について相談支援事業所連絡会から報告願いたい。

【まある：宮原】本日配付の資料10にて説明

《意見・質問》

【藤原委員】子供たちや保護者へも働きかけようということだが、どの程度の子供たちなのか。できれば精神障がい者の発病が思春期に発症するというので、主に中学高校で話をしていただきたい。単年度ではなく継続して理解を深めていくために努力していただけないということなので、ぜひお願いしたい。

【まある：宮原】精神に関しては精神障がいて何っていうと、それだけで構えられてしまう。小さいお子さんのところというふうにはイメージはない。今必要でなくても、何年後に、何かそんな話あったなとかというように思い出してもらえるようなきっかけになる種まきができるといい。

【瀧委員】社協が行っている福祉教育の活用について教えて欲しい。また、チーム・メッセージのパンフレットを見ると、それぞれ得意な分野でAからDの4つの事業所に分けてあるが、どこか1か所のところに総合的に相談を受けて、そこから振り分けることは考えられなかったのか。発達障がいなのか、知的障がいなのか分からず相談があるのではな

いか。

【野田委員】これまで社会福祉事業団の施設におり、地域福祉を担当しておらず地域での福祉教育については勉強不足。次回に資料を提出し、報告をさせていただきたい。

【まある：宮原】各事業所の得意分野で分けたが、希望に応じて内容を構成することも可能。スペースの都合もあり、沢山字ばかりは並べられなかった。相談をしていただければ必要に応じ、複数の事業所が協力して行うことも考えている。

【渥美会長】次に「障がい者が抱えている家族への支援・教育が必要」について運営会議の検討結果を事務局のほうから報告を願いたい。

【事務局】（説明）

【渥美会長】今の説明について意見はありますか。まだ内容については検討中とのことで、方向性を示していただいたということによろしいか。

（異議なし）

【渥美会長】では、引き続き取り組んでいただきたい。次に議題（3）今年度取り組むべき課題について説明をお願いしたい。

【事務局】（資料7により説明）

【渥美会長】今の説明について意見・質問をお願いしたい。

《意見・質問》

【あっとわん：河野】重点項目として大人の発達障がいの支援が書かれているが、これは部会の中で、大人の方も検討していくということか。

【渥美会長】このことについては、基本的には一緒にというような理解でいいと思ったが、何か意見は。なければ部会の中で検討していただき、取組みを分けていくという方法もある。

【藤原委員】家族会にも大人の発達障がいを抱えた親御さんが参加するが社会資源を紹介しようと思ってもない。私たちも統合失調症やうつは勉強してきたが、発達障がいはなかなか分からないので、自助グループでも聞くだけで、何も分からないというのが現状。是非大人の発達障がいに対する支援の資源表ができたり、地域の中でいろんな動きが出てくるとうれしい。

【渥美会長】事務局から説明があったように、今年度の課題は昨年同様1～4とし、1・2の課題は先ほどの部会の報告も含めて部会で、3の課題は一定の解決策は出ているようなので、障害者生活支援センターに実践していただき、4の課題は運営会議で引き続き取

り組んでいただくことでよろしいか。

(異議なし)

【渥美会長】では、引き続き取り組みをお願いしたい。

以上で今日の予定していた議題は終了したが、何か意見などありますか。

【森長委員】障がいのある人もない人も地域で暮らすというのが地域生活支援事業の骨子。それと同じように地域自立支援協議会や関連する各種講演等々において、先生付けはやめにしてさん付けにしていきたい。敷居が高いのは趣旨に合わない。

【渥美会長】ありがとうございました。この地域自立支援協議会は、行政も事業所も住民も一緒だと思う。他に意見がなければ、今日は初めてということで、客観的立場から瀧委員に意見をお願いしたいと思う。

【瀧委員】障害者自立支援法の改正が本格的に始まる。その中で、相談支援事業所の機能のケアマネジメント機能が強化される。相談支援事業の委託を受けている事業所は、ケアマネジメントもして、通常の相談支援もやらなくてはいけない。市から委託を受けて行う相談支援事業とは、春日井では何をいうのか考えていかななくてはならない。私が大学の教員になってから9年卒業生を出して、卒業生が毎年知的障がいや精神障がいのある方たちに関しての一般市民に対する意識調査をやっている。保護者の方たちと触れ合う体験をたくさんしている人たちが、理解があるというデータが出てくると思っていたが、関わる体験をした人たちの方が理解がないというか、マイナスのイメージが強い。これをどう考えるか。先ほど警察の問題も出たが、地域のなかでいろんな問題が起きたときに、それに関わっていく体制が、知的でも精神でも、まだ十分ではないのではないか。精神障がい者の地域生活のなかでは地域生活支援と精神科医療は車の両輪だということで、今回の法改正で強調している。

【渥美会長】ありがとうございました。本日協議会で出された意見を踏まえ、それぞれの活動につなげ次回に報告していただきたい。最後にその他、事務局からお願いしたい。

【事務局】資料8の説明。

今年度の協議会は、第2回は10月30日、第3回は3月18日の開催とする。

上記のとおり、第1回春日井市地域自立支援協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び職務代理者が署名及び押印する。

平成21年8月31日

会 長 渥美 浩子

職務代理者 瀧 誠